

※長時間労働者向け面接指導の対象者

1. 高度プロフェッショナル制度適用者以外
 - ① 時間外・休日労働時間が月80時間超の申し出者
 - ② 時間外・休日労働時間が月80時間超の者（申し出者でない者）
 - ③ 新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者（以下「研究開発業務従事者」という。）であって、時間外・休日労働時間が月100時間超の者
 - ④ 研究開発業務従事者であって、時間外・休日労働時間が月80時間以上～100時間未満の申し出者
 - ⑤ 研究開発業務従事者であって、時間外・休日労働時間が月80時間以上～100時間未満の者（申し出者でない者）
 - ⑥ 時間外・休日労働時間が月45時間超の者
 - ⑦ その他の者：
2. 高度プロフェッショナル制度適用者
 - ① 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間超の者
 - ② 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり45時間超の者